様式２

不利益処分に係る処分基準

処分の名称		認可地縁団体の合併認可の取消し
根拠条例･規則等名		地方自治法
条　　項		第２６０条の４５第１項
所管部課		区役所　区民生活部　コミュニティ課
処分基準	基　準（未設定の場合はその理由）	次のいずれかに該当する場合は、当該認可を取消すことができる。 (1) 合併認可をした日から６月を経過しても債権者保護手続終了の届出がないとき (2) 不正な手段により認可を受けたとき
	設定等年月日	令和５年４月１日設定　　年　月　日最終改正
備　考		